

(国際観光旅客税法の一部改正)

第四条 国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二章 税率

第十五条 国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国一回につき、三千円とする。

第六章 犯則事件の調査及び処分

第二十七条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税及び国際観光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一章(第一百五十三条及び第一百五十四条第一項を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

2 省略

第二章 税率

第十五条 国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国一回につき、千円とする。

第六章 犯則事件の調査及び処分

第二十七条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税及び国際観光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一章の規定(同法第一百五十三条及び第一百五十四条第一項の規定を除く。)を適用する。

2 同上